

保安施設設置基準

広島県発注工事における円滑な道路交通と現場作業員の安全を確保するため道路工事（道路占用工事にかかるものを含む、以下同じ）現場における標示施設、防護施設の設置及びこれら管理の取扱いを次のとおり定める。

（道路工事の標示）

- 1 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式1を参考とするものとする。

（1） 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

（2） 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

（3） 工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

（4） 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

（5） 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

（防護施設の設置）

- 2 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標注等を用いて工事現場を囲むものとする。（参考（1）を参照）

（迂回路の標示）

- 3 道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（120-A、120-B）を設置するものとする。（参考（2）及び参考（3）を参照）

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式2を参考とするものとする。

（色彩）

- 4 道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅10cm）を用いるものとする。

（管理）

- 5 道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

（工事情報看板）

- 6 予定されている道路管理者の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が

見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式 3 及び図 1 を参考とするものとする。

(工事説明看板)

- 7 実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式 3 及び図 1 を参考とするものとする。

別表 様式 1

2cm	110cm	2cm								
140cm	ご迷惑をおかけします ○○○○○○を なおしています 令和 ○年○月○日まで 時間帯 21:00 ~ 6:00 舗 装 修 繕 工 事 <table style="width: 100%; font-size: 0.8em;"> <tr> <td style="width: 30%;">工 事 名</td> <td>○○○○舗装補修工事</td> </tr> <tr> <td>請負金額</td> <td>○○○○万円</td> </tr> <tr> <td>発 注 者</td> <td>広島県○○建設事務所 電話 000-000-0000</td> </tr> <tr> <td>施 工 者</td> <td>○○○○建設株式会社 電話 000-000-0000</td> </tr> </table>		工 事 名	○○○○舗装補修工事	請負金額	○○○○万円	発 注 者	広島県○○建設事務所 電話 000-000-0000	施 工 者	○○○○建設株式会社 電話 000-000-0000
工 事 名	○○○○舗装補修工事									
請負金額	○○○○万円									
発 注 者	広島県○○建設事務所 電話 000-000-0000									
施 工 者	○○○○建設株式会社 電話 000-000-0000									
	12cm	2cm								
	43cm									
	35cm									
	11cm									
	35cm									
	2cm									

別表 様式 2

140cm	110cm
	まわり道450^M ➡ 150M先○○工事につき まわり道をお廻り下さい  工事中通行止 現在地 期 間 ○月○日～○月○日 時間帯 ○:○○～○:○ 広島県○○建設事務所(支所) (電話)○○○-○○○-○○○○



別表備考

1 様式 1

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は 2 cm、縁線の太さは 1 cm、区画線の太さは 0.5 cm とする。

2 様式 2

- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は 2 cm、縁線の太さは 1 cm とする。

3 様式 3

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。

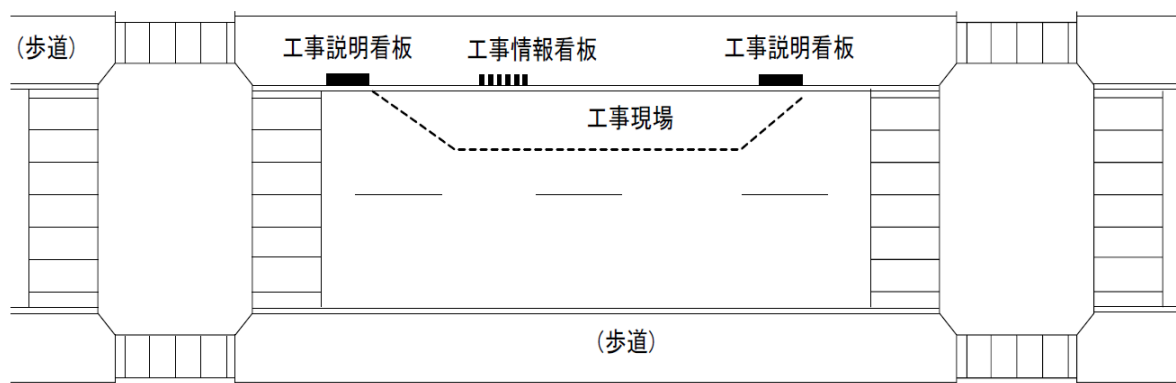
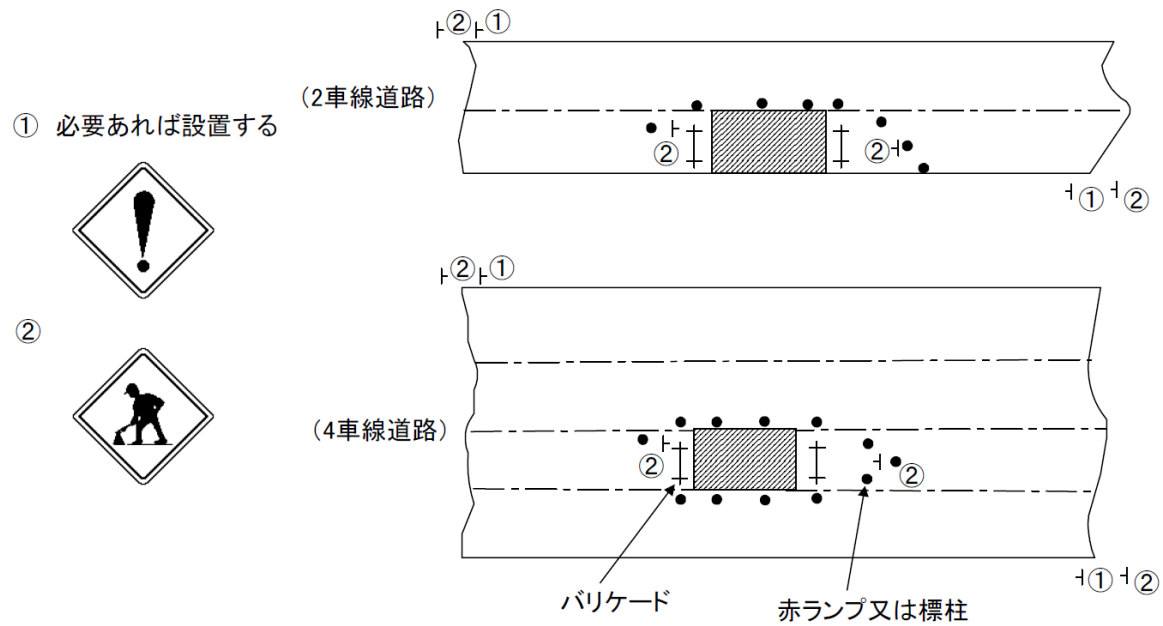
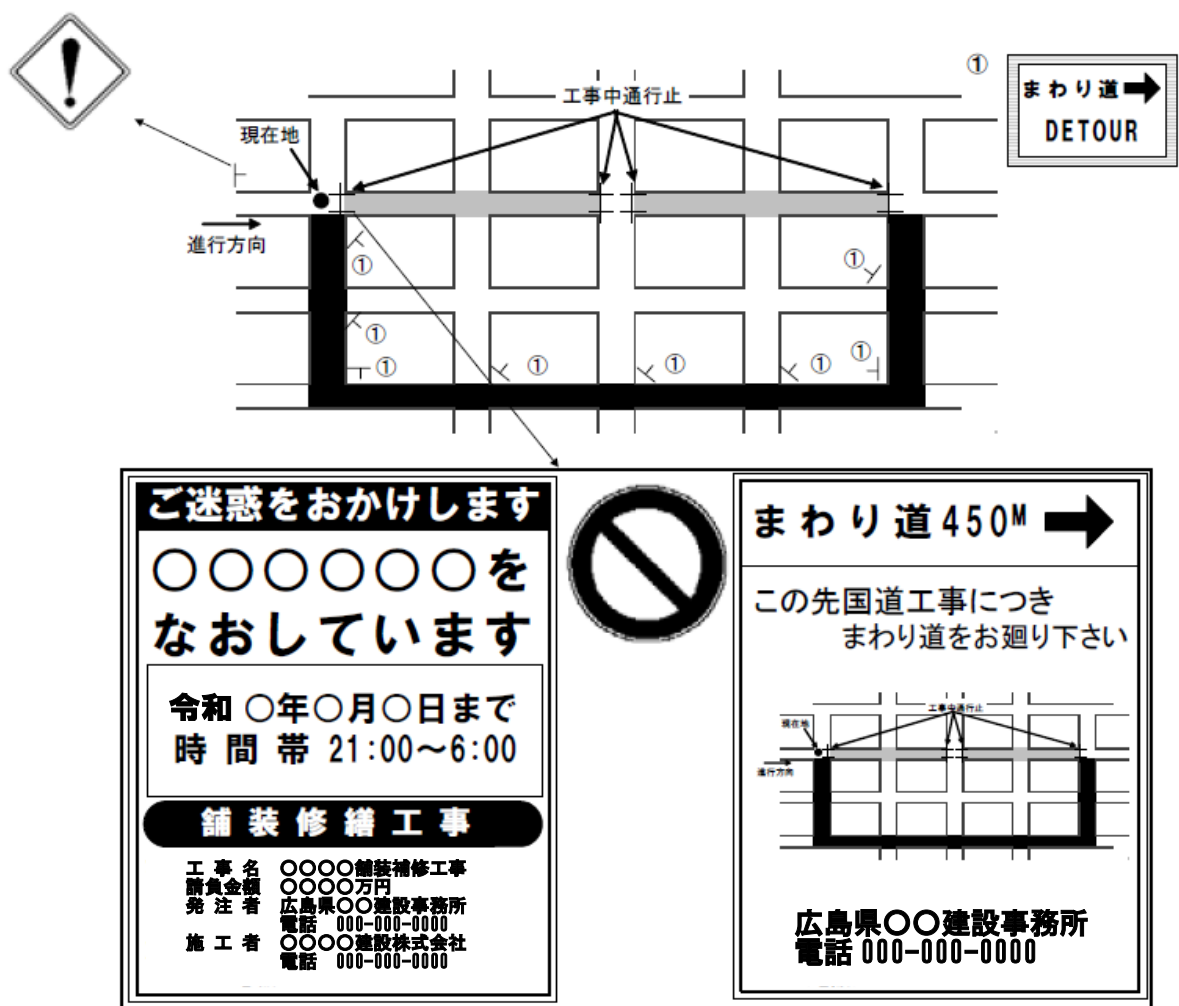


図 1 標示板の設置場所

参考 (1) 車線の一部分が工事中の場合の標示例

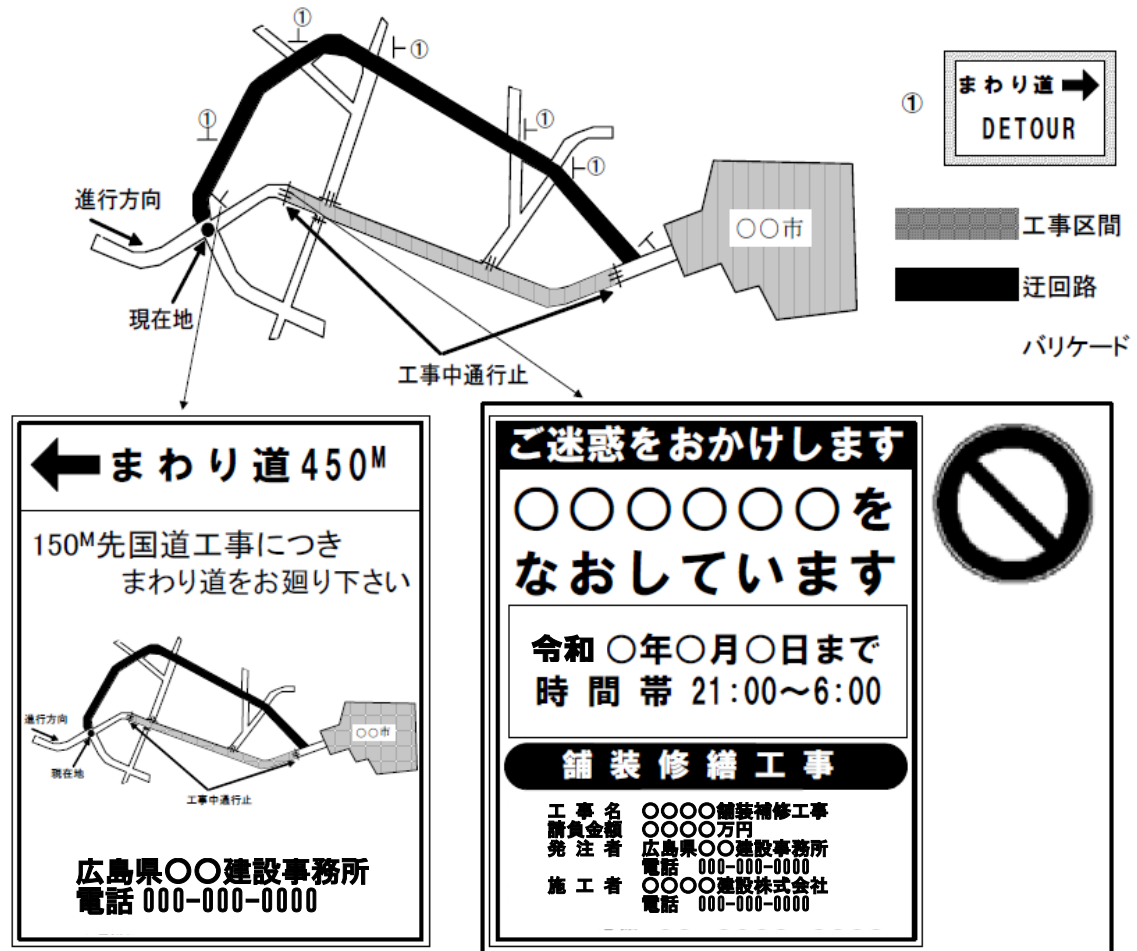


参考 (2) 工事中迂回路の標示例（市街部の場合）（進行方向に対する標識の設置例を示す）

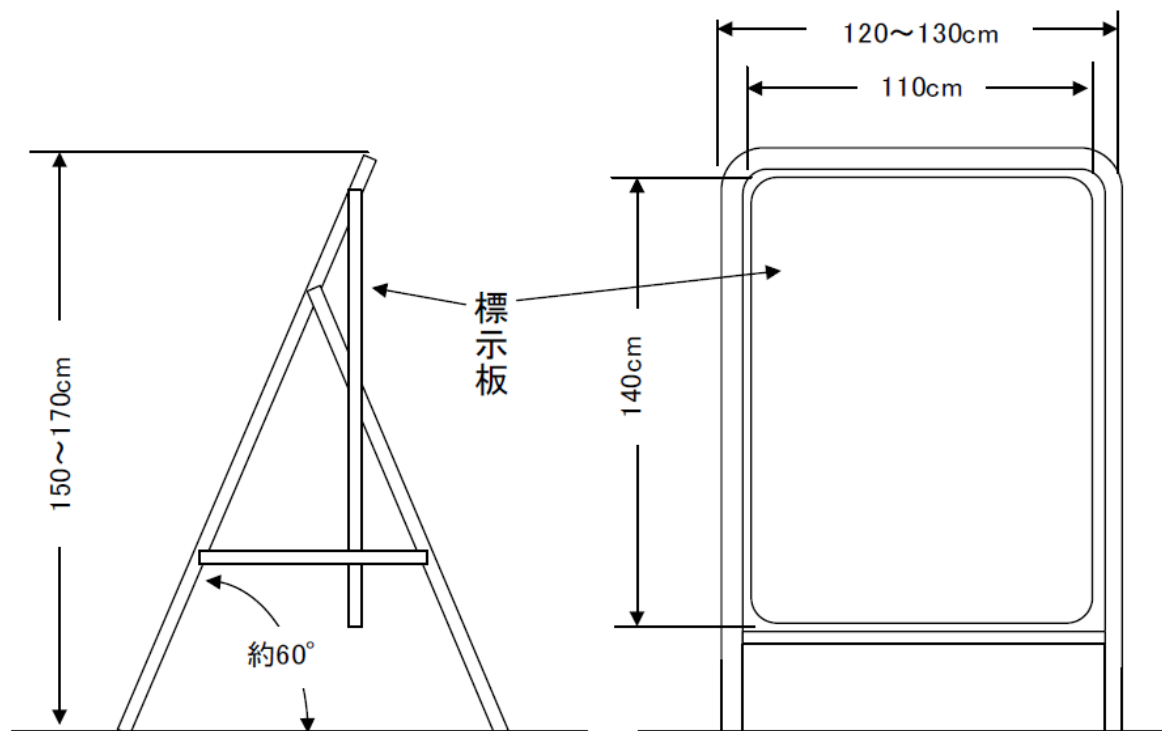


参考(3) 工事中迂回路の標示例（地方部の場合）

（進行方向に対する標識の設置例を示す）



参考(4) 設置方法の一例



(別表)

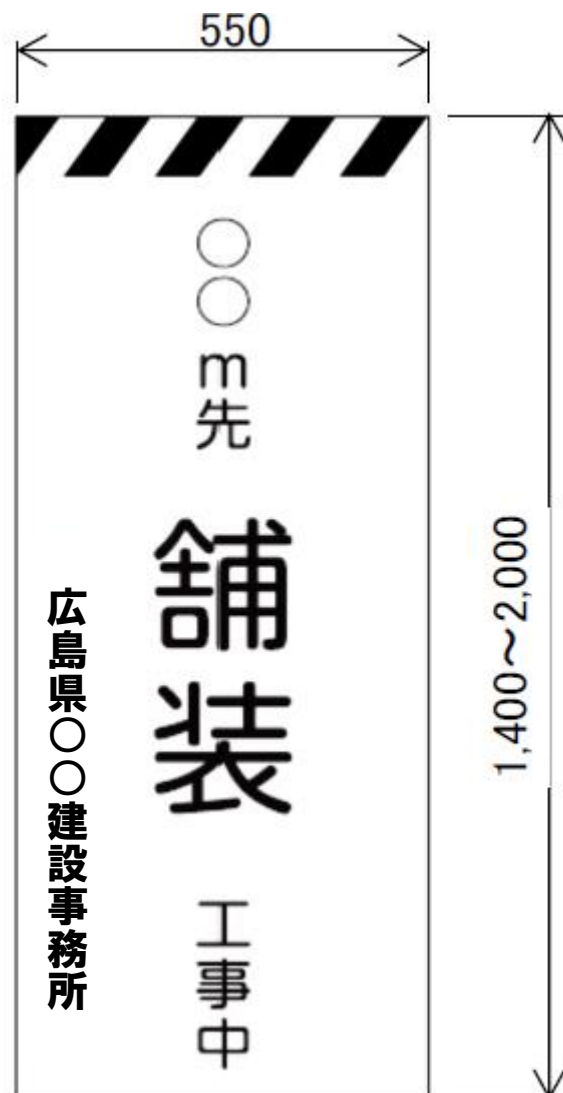
すりつけ長の標準値と最低基準値（1車線あたり）

規制速度 (km/h)	概略の道路区分		標準値(m)		最低基準値(m)		
			地方部	都市部	地方部	都市部	
80	市町村道	都道府県道	国道	150	120	75	60
60				120	90	60	45
50			90	75	45	35	
40			75	60	35	30	
30			60	45	30	20	
20			45	30	20	15	
※片面交互通行の場合			30	20	15	10	

- 注1) すりつけ長は、車線規制に伴う通行車両の円滑な車線移行（ステアリング、加減速等）及び前方不注意等による突入車の減速停止区間としての役割を持っており、なるべく長くとることが望ましい。
- 注2) すりつけ長の標準値は、道路構造令の「車線数の増減の場合のすりつけ率」に準拠し、1車線幅員3mで計算、5mきざみで数値を丸めたもので、1車線あたりのすりつけ長を示す。従って、2車線をすりつける場合はこの2倍の値となる。
- 注3) すりつけ長は、原則的には標準値とするが、地形、交通量、規制区間前後の交差点位置、その他の状況により、これによりがたい場合は、最低基準値まで縮小できるものとする。なお、積雪寒冷地で路面が凍結する恐れがある場合は、極力、基準値を採用することが望ましい。
- 注4) 表中の規制速度は、当該道路に対して交安委員会が指定する最高速度とするが、これによりがたい場合は、道路交通等の実状を勘案し設定するものとする。特に、国道で規制速度が50km/h以下の場合は十分な配慮をするものとする。
- 注5) 片側交互通行の場合は、速度に関係なく表中の数値まで縮小することができるものとする。

別添- 1

工事予告板（補助）



＊色彩：地をオレンジ色，文字を黒色の２色を標準とする。

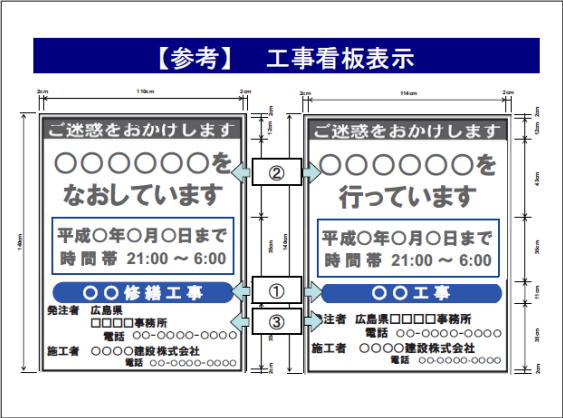
＊文字サイズ：大きい文字が 30cm 程度，その他の文字を 10～15cm 程度とする。

＊設置場所：工事箇所の手前 500m，1km の位置とする。

別表 様式 1 の標示板の記載例

区分	主な工種	看板表示		
		工事の種類①	工事の内容②	工事実施者③
道路補修工事	舗装工事	舗装修繕工事	舗装をなおしています	広島県
	歩道工事	歩道整備工事	歩道をなおしています(設置しています)	広島県
	電線共同溝工事	電線共同溝工事	電線類を地中化しています	広島県
	植樹工事	植樹工事	植樹の管理をしています	広島県
	橋梁補強工事	橋梁補強工事	橋梁の補強を行っています	広島県
	塗装塗替工事	塗装塗替工事	歩道橋の塗替を行っています	広島県
	照明灯改修工事	照明灯改修工事	照明灯をなおしています	広島県
	道路維持工事	維持工事	維持補修を行っています	広島県
	災害復旧	災害復旧工事	壊れた道路をなおしています	広島県
河川工事	基本例		〇〇を防ぐため、〇〇を〇〇しています	広島県
			〇〇を守るため、〇〇を〇〇しています	広島県
			〇〇を点検するため、〇〇を〇〇しています	広島県
	築堤	河川改修工事	洪水被害を防ぐため、堤防を整備しています	広島県
	河道掘削	河川維持修繕工事	洪水被害を防ぐため、土砂を撤去しています	広島県
	護岸	河川改修工事	〇〇を守るため、護岸を整備しています	広島県
	堤防除草	河川維持修繕工事	堤防を点検するため、草を刈っています	広島県
	河川樹木伐採	河川維持修繕工事	洪水を防ぐ河川の流れを保つため、樹木を切っています	広島県
	法面補修	河川維持修繕工事	堤防強化のため、のり面を補修しています	広島県
	環境整備	河川改修工事	安全に利用できるよう、〇〇を整備しています	広島県
	災害復旧	災害復旧工事	壊れた護岸をなおしています	広島県
			堤防を強くするため、〇〇を整備しています	広島県
	離岸堤 人工リーフ	河川改修工事	高波から海岸を守る施設を整備しています	広島県
崩壊防止工事 砂防・急傾斜地	砂防えん堤	砂防えん堤工事	土砂災害を防ぐ、砂防えん堤を整備しています	広島県
	地すべり対策 (排水ボーリング工)	地すべり防止工事	地すべり災害を防ぐため、地下水を抜いています	広島県
防災・減災対策に資する工事		〇〇工事	いのちとくらしを守る防災減災 〇〇を〇〇しています	広島県
「防災・減災、国土強靱化のための3か 年緊急対策」に基づく工事		国土強靱化対策工事	〇〇を〇〇しています	広島県
電力	供給関連工事	電気工事	電気工事を行っています	〇〇電力
	新設(増設・取替・撤去)工事関連	電気工事	電気工事を行っています	〇〇電力
	支障移設工事	電気工事	電気工事を行っています	〇〇電力
	通信ケーブル関連工事	電気工事	電気工事を行っています	〇〇電力
	埋設物調査工事	電気工事	電気工事を行っています	〇〇電力
	緊急工事	電気工事	電気工事を行っています	〇〇電力
	機材搬出入工事	電気工事	電気工事を行っています	〇〇電力
	点検・補修工事	電気工事	電気工事を行っています	〇〇電力
	無電柱工事	電気工事	電気工事を行っています	〇〇電力
	舗装復旧工事	電気工事	電気工事を行っています	〇〇電力

区分	主な工種	看板表示		
		工事の種類①	工事の内容②	工事実施者③
N T T 等	新設(増設・取替・撤去)工事関連	電話工事	電話工事を行っています	NTT〇日本
	支障移設工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT〇日本
	通信ケーブル関連工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT〇日本
	埋設物調査工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT〇日本
	緊急工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT〇日本
	機材搬出入工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT〇日本
	点検・補修工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT〇日本
	無電柱工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT〇日本
	舗装復旧工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT〇日本
	公衆電話BOX工事	電話工事	電話工事を行っています	NTT〇日本
ガ ス 等	供給関連工事	ガス工事	ガス工事を行っています	〇〇ガス
	新設(増設・取替・撤去)工事関連	ガス工事	ガス工事を行っています	〇〇ガス
	修繕・補修工事	ガス工事	ガス工事を行っています	〇〇ガス
	支障移設工事	ガス工事	ガス工事を行っています	〇〇ガス
	埋設物調査工事	ガス工事	ガス工事を行っています	〇〇ガス
	緊急工事	ガス工事	ガス工事を行っています	〇〇ガス
	点検・補修工事	ガス工事	ガス工事を行っています	〇〇ガス
	舗装復旧工事	ガス工事	ガス工事を行っています	〇〇ガス
水 道 等	供給関連工事	水道工事	水道工事を行っています	〇〇水道局
	新設(増設・取替・撤去)工事関連	水道工事	水道工事を行っています	〇〇水道局
	修繕・補修工事	水道工事	水道工事を行っています	〇〇水道局
	排水管工事	水道工事	水道工事を行っています	〇〇水道局
	支障移設工事	水道工事	水道工事を行っています	〇〇水道局
	埋設物調査工事	水道工事	水道工事を行っています	〇〇水道局
	緊急工事	水道工事	水道工事を行っています	〇〇水道局
	点検・補修工事	水道工事	水道工事を行っています	〇〇水道局
	舗装復旧工事	水道工事	水道工事を行っています	〇〇水道局
下 水 道 等	新設(増設・取替・撤去)工事関連	下水道工事	下水道工事を行っています	〇〇下水道局
	(浸水対策・耐震)工事	下水道工事	下水道工事を行っています	〇〇下水道局
	修繕・補修工事	下水道工事	下水道工事を行っています	〇〇下水道局
	支障移設工事	下水道工事	下水道工事を行っています	〇〇下水道局
	埋設物調査工事	下水道工事	下水道工事を行っています	〇〇下水道局
	緊急工事	下水道工事	下水道工事を行っています	〇〇下水道局
	点検・補修工事	下水道工事	下水道工事を行っています	〇〇下水道局
	舗装復旧工事	下水道工事	下水道工事を行っています	〇〇下水道局

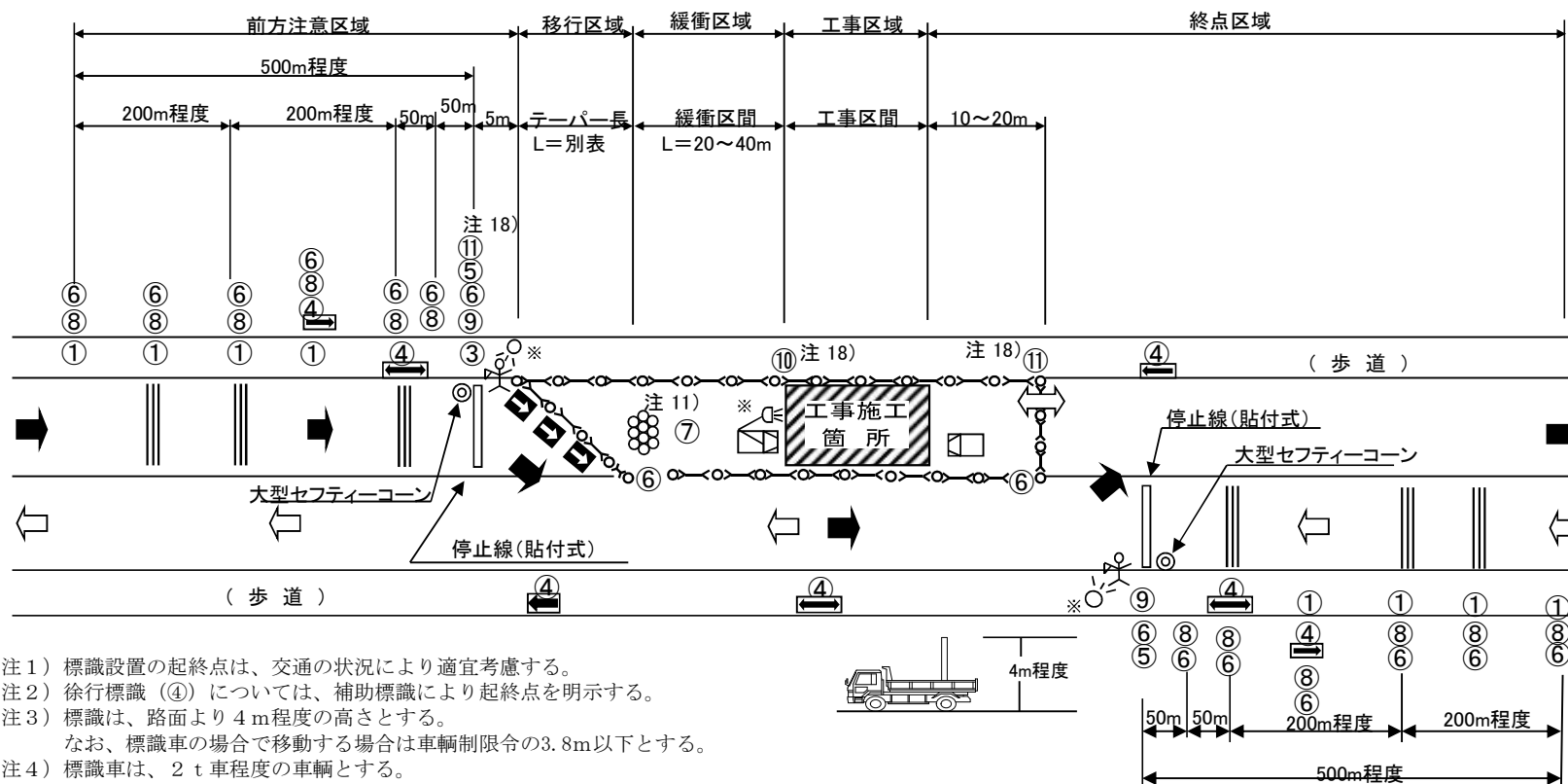


現道工事における保安施設配置図(案)

2車線一固定(終日)一片側交互通行

終日片側交互通行規制箇所が移動しない工事(または、日々交通解放を行わない工事):防災工事等

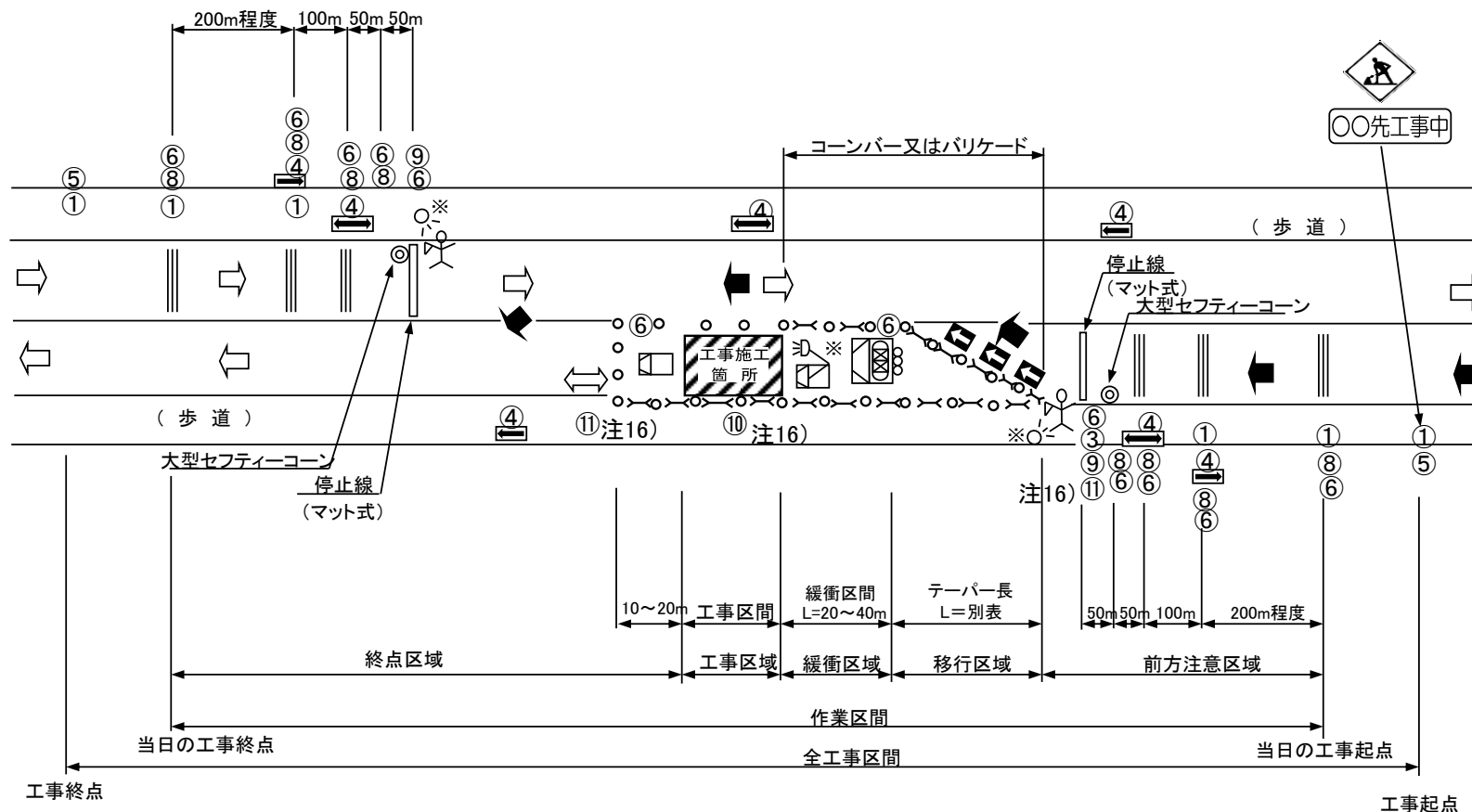
別図1



- 注1) 標識設置の起終点は、交通の状況により適宜考慮する。
注2) 徐行標識(④)については、補助標識により起終点を明示する。
注3) 標識は、路面より4m程度の高さとする。
なお、標識車の場合で移動する場合は車輛制限令の3.8m以下とする。
注4) 標識車は、2t車程度の車輛とする。
また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輛が望ましい。
注5) 交通誘導警備員等の手旗は赤白とし、大型(50cm角以上)のものを使用する。
(夜間作業においては、視認性のよい誘導灯(赤色)を使用する。)
注6) 交通誘導警備員等の安全を考慮するとともに、交通誘導警備員等には他の作業はさせない。
注7) 夜間は、交通誘導警備員等を視認しやすいように照明を設置する。
注8) 交通量の少ない路線においては、信号機設置による交通処理も可。
注9) 回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくする。
ただし、赤色を使用する場合は、所轄警察と協議すること。
注10) 回転灯は、夜間作業(夜間規制)のみ。
注11) クッションドラムは、10個程度を1組として配置する。
(日々交通開放する場合は、標識車とする。)
注12) 体感マット設置は、状況に応じて適宜考慮する。
注13) ※印は夜間作業のみ。
注14) 夜間は、保安灯(スズラン灯、チューブ式を含む。)を設置する。

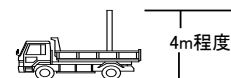
- 注15) 作業中においては、工事用車輛出入口部のコーンバー・バリケードを省略しても良い。
注16) 停止線は、視認しやすく幅広(30~45cm)のものをを使用すること。
注17) 工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て(坑口から坑口)を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。
注18) ㉑㉒の看板設置方法は別添-2のとおりとする。

凡	例
	工事用車輛出入口
	照明
	交通誘導警備員等
	照明車
	作業車
	セーフティーコーン
	矢印板
	体感マット
	クッションドラム
	コーンバー又は
	照明灯
	補助標識 (始まり・区間内・終り)

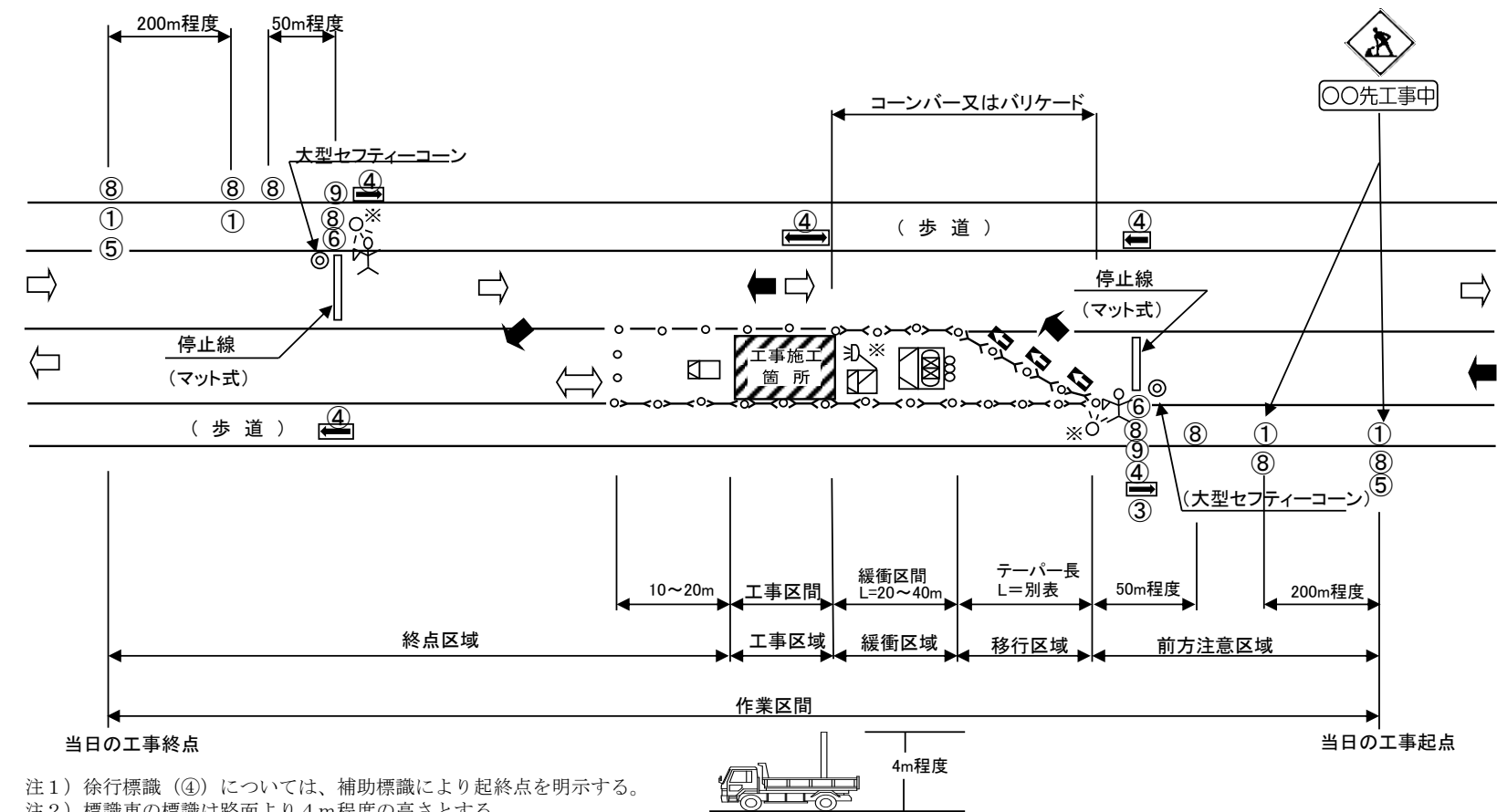


凡	例
	工事用車両出入口
	照明
	交通誘導警備員等
	照明車
	標識車または散光式大型工事中表示板(車載式)(追突衝撃緩和装置付)
	作業車
	セフティーコーン
	矢印板
	コーンバー又は
	体感マット
	照明灯
	補助標識(始まり・区間内・終り)

- 注1) 舗装修繕工事等のように一定の工事区間をもつものは、工事起終点に固定看板(①⑤)を設置する。
- 注2) 徐行標識(④)については、補助標識により起終点を明示する。
- 注3) 標識車の標識は、路面より4m程度の高さとする。
なお、移動する場合は車輛制限令の制限3.8m以下とする。
- 注4) 標識車は、2t車程度の車輛とする。また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輛が望ましい。
- 注5) 交通誘導警備員等の手旗は赤白とし、大型(50m角以上)のものを使用する。
(夜間作業においては、視認性のよい誘導灯(赤色)を使用する。)
- 注6) 交通誘導警備員等の安全を考慮するとともに、交通誘導警備員等には他の作業はさせない。
- 注7) 夜間は、交通誘導警備員等を視認しやすいように照明を設置する。



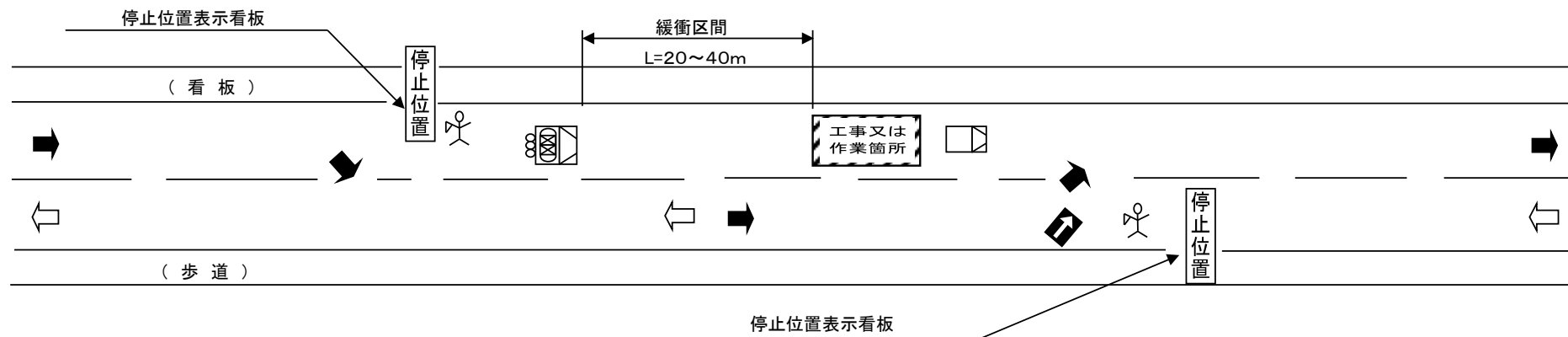
- 注8) 交通量の少ない路線においては、信号機設置による交通処理も可。
- 注9) 回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくする。
ただし、赤色を使用する場合は、所轄警察と協議すること。
- 注10) 回転灯は、夜間作業(夜間規制)のみ。
- 注11) 体感マットの設置は、状況に応じて適宜考慮する。
- 注12) ※印は夜間作業のみ。
- 注13) 夜間は、保安灯(スズラン灯、チューブ式を含む。)を設置する。
- 注14) 停止線は、視認しやすく幅広(30~45cm)のものを使用すること。
- 注15) 工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て(坑口から坑口)を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。
- 注16) ⑩⑪の看板設置方法は別添-2のとおりとする。



凡	例
	工事用車両出入口
	照 明
	交通誘導警備員等
	照 明 車
	標識車または散光式大型 工事中表示板（車載式） （追突衝撃緩和装置付）
	作 業 車
	セーフティーコーン
	矢 印 板
	コーンバー又は
	照 明 灯
	補 助 標 識 （始まり・区間内・終り）

- 注1）徐行標識（④）については、補助標識により起終点を明示する。
- 注2）標識車の標識は路面より4m程度の高さとする。
なお、移動する場合は車輛制限令の制限3.8m以下とする。
- 注3）標識車は、2t車程度の車輛とする。また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輛が望ましい。
- 注4）交通誘導警備員等の手旗は赤白とし、大型（50cm角以上）のものを使用する。
（夜間作業においては、視認性のよい誘導灯（赤色）を使用する。）
- 注5）交通誘導警備員等の安全を考慮するとともに、交通誘導警備員等には他の作業はさせない。
- 注6）夜間は、交通誘導警備員等を視認しやすいように照明を設置する。
- 注7）交通量の少ない路線においては、信号機設置による交通処理も可。
- 注8）回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくする。ただし、赤色を使用する場合は、所轄警察と協議すること。

- 注9）回転灯は、夜間作業（夜間規制）のみ。
- 注10）※印は夜間作業のみ。
- 注11）夜間は保安灯（スズラン灯、チューブ式を含む。）を設置する。
- 注12）停止線は、視認しやすく幅広（30～45cm）のものをを使用すること。
- 注13）工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て（坑口から坑口）を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。



注1) 標識車の標識は、路面より4m程度の高さとし、高輝度回転灯などを設置して視認性の高いものとする。

なお、移動する場合は車両制限令の3.8m以下とする。

注2) 標識車は2t車程度の車両とする。

また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。

注3) 交通誘導警備員等の手旗は赤白とし、大型(50cm角以上)のものを使用する。

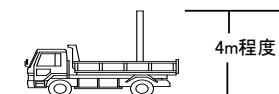
(夜間作業においては、視認性のよい誘導灯(赤色)を使用する。)

また、交通誘導警備員等には他の作業はさせない。

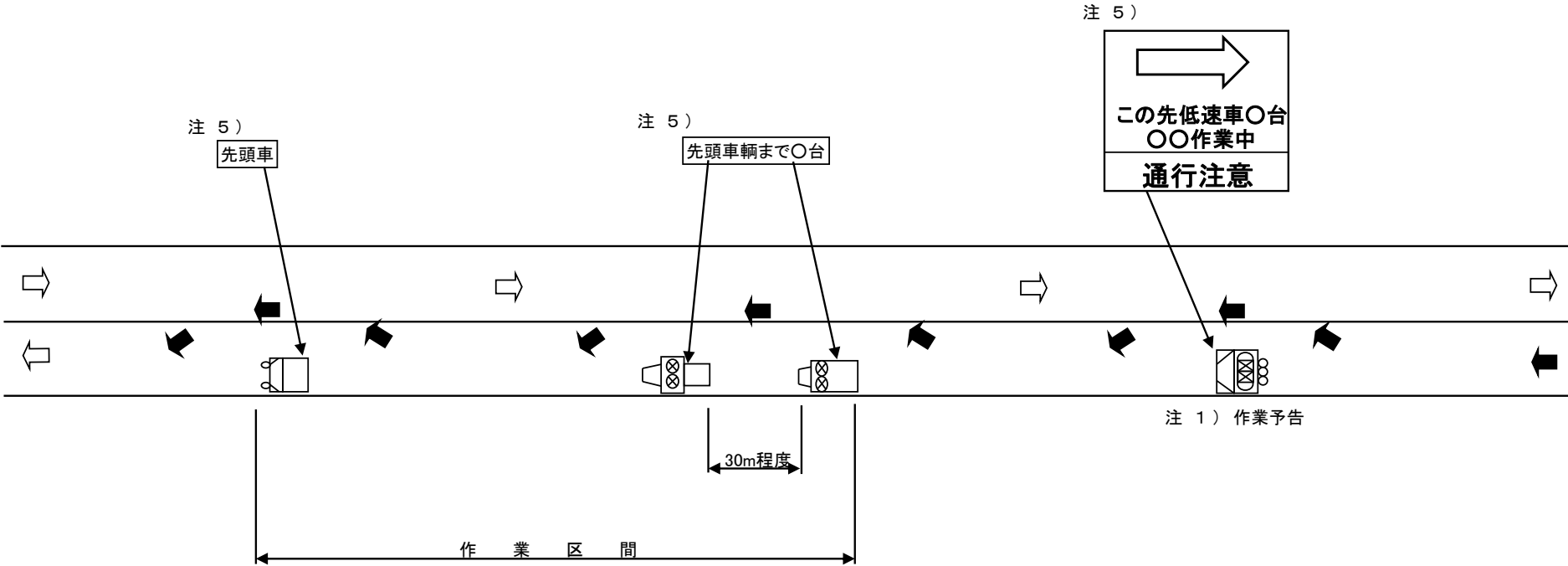
注4) 緩衝区間長は、原則として20~40mの範囲で規制速度、現場の状況等を勘案し設定する。

注5) 警戒標識(213)を設置する場合は、工事(又は作業)箇所から最も遠い標識を最初に設置する。

また、撤去する場合は、工事(又は作業)箇所から最も遠い標識を最後に撤去する。



	交通誘導警備員等
	標識車または散光式大型 工事中表示板(車載式) (追突衝撃緩和装置付)
	作業車
	停止位置表示看板 (持ち運び可能なタイプ)
	矢印板



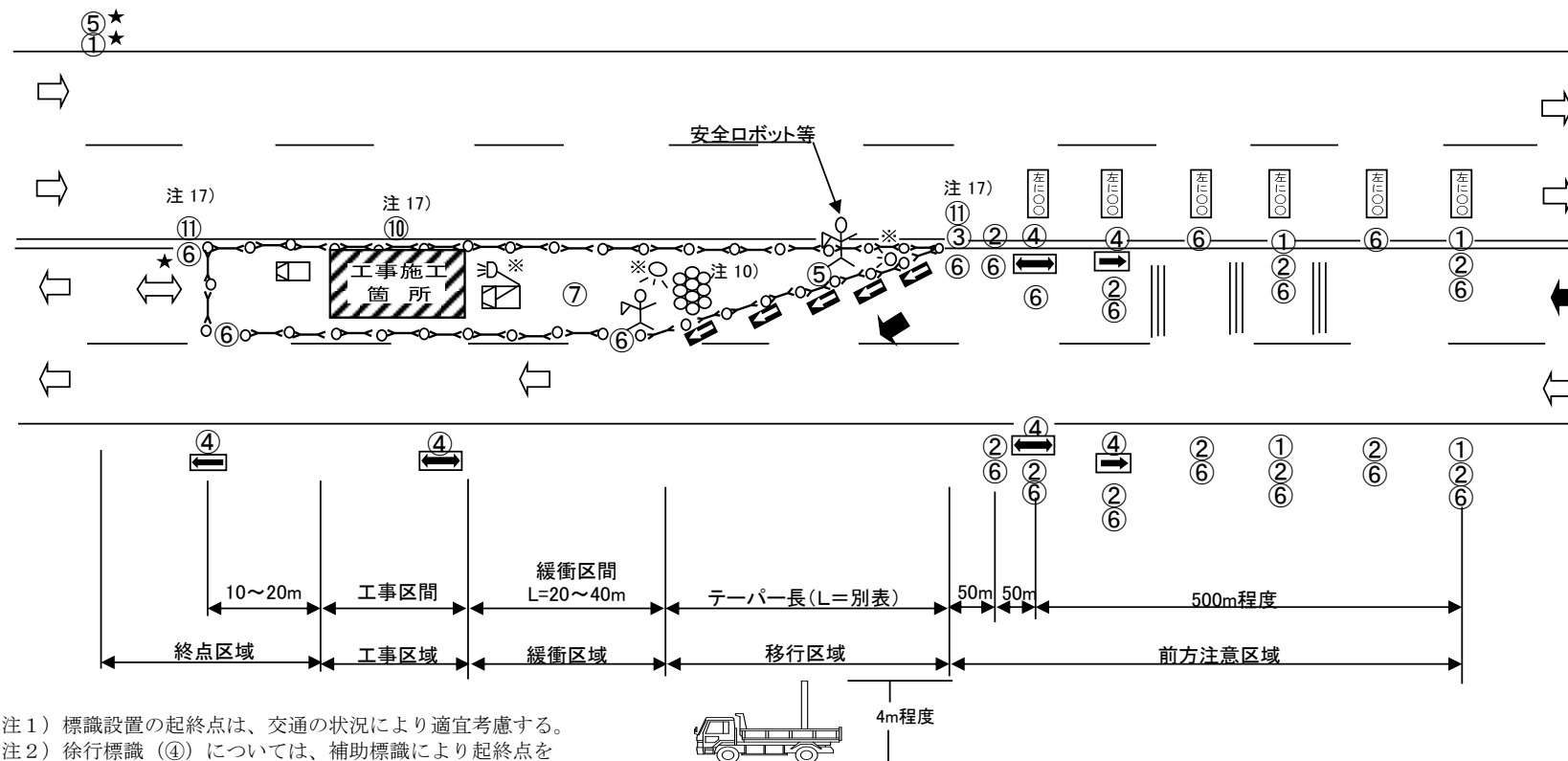
- 注 1) 作業区間の手前には、作業予告として予告標識又は、標識車どちらかの設置を行う。
注 2) 標識車の標識の路面からの高さは、特殊車輛通行許可を得た場合を除き、移動する場合は車輛制限令の制限3.8m以下とする。
注 3) 標識車は、2 t 車程度の車輛とする。また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輛が望ましい。
注 4) 各作業用車輛には、回転灯（黄色）及び作業中表示を設置する。
注 5) 各車輛に台数表示を行う。
注 6) 工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て（坑口から坑口）を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。

凡 例	
	散 水 車
	清 掃 車
	標識車または散光式大型 工事中表示板（車載式） （追突衝撃緩和装置付）
	作 業 車

4車線以上一固定一車線変更

終日片側交互通行規制箇所が移動しない工事(または日々交通解放を行わない工事): 防災工事等

別図6



凡	例
	工事用車輛出入口
	照明
	交通誘導警備員等
	照明車
	作業車
	セーフティーコーン
	矢印板
	体感マット
	クッションドラム
	コーンパー又は
	照明灯
	補助標識 (始まり・区間内・終り)

注 1) 標識設置の起終点は、交通の状況により適宜考慮する。

注 2) 徐行標識 (④) については、補助標識により起終点を明示する。

注 3) 標識は、路面より 4 m 程度の高さとする。
なお、標識車の場合で移動する場合は車輛制限令の 3.8 m 以下とする。

注 4) 標識車は、2 t 車程度の車輛とする。
また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輛が望ましい。

注 5) 交通誘導警備員等の手旗は黄色とし、大型 (50 cm 角以上) のものを使用する。
(夜間作業においては、視認性のよい誘導灯 (赤色) を使用する。)

注 6) 交通誘導警備員等の安全を考慮するとともに、交通誘導警備員等には他の作業はさせない。

注 7) 夜間は、交通誘導警備員等を視認しやすいように照明を設置する。

注 8) 回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくする。

注 9) 回転灯は、夜間作業 (夜間規制) のみ。

注 10) クッションドラムは、10 個程度を 1 組として配置する。
(日々交通開放する場合は、標識車とする。)

注 11) 体感マット設置は、状況に応じて適宜考慮する。

注 12) ※印は夜間作業のみ。

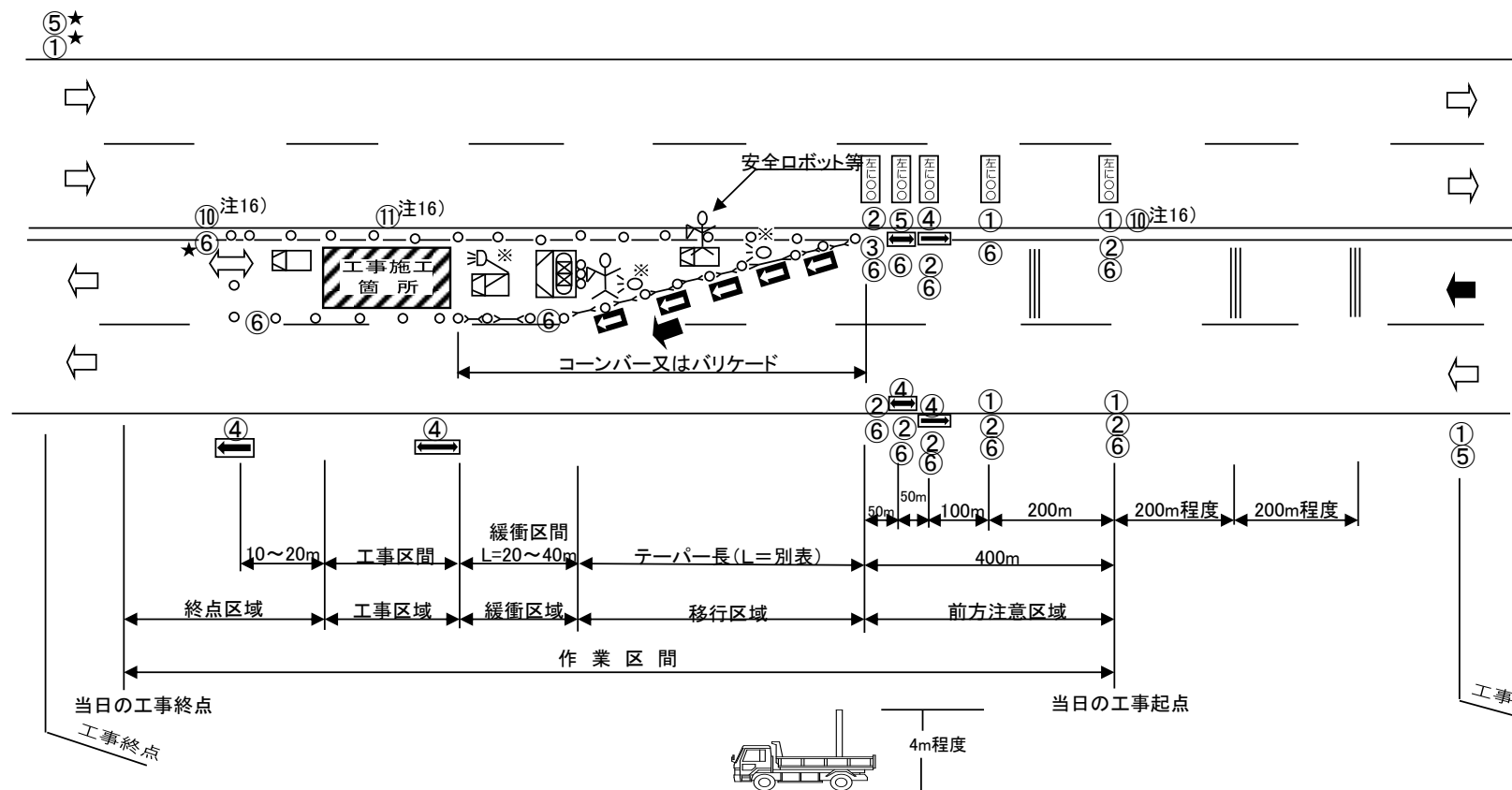
注 13) ★印は中央分離帯のない場合のみ。

注 14) 夜間は、保安灯 (スズラン灯、チューブ式を含む。) を設置する。

注 15) 作業中においては、工事用車両出入口部のコーンパー・バリケードを省略しても良い。

注 16) 工事施工箇所がトンネル内の場合、トンネル区間全て (坑口から坑口) を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。

注 17) ⑩⑪の看板設置方法については別添 2 のとおりとする。



凡	例
	工事用車輛出入口
	照明
	交通誘導警備員等
	照明車
	標識車または散光式大型工事中表示板(車載式)(追突衝撃緩和装置付)
	作業車
	セーフティーコーン
	矢印板
	体感マット
	コーンバー又は
	照明灯
	補助標識(始まり・区間内・終り)

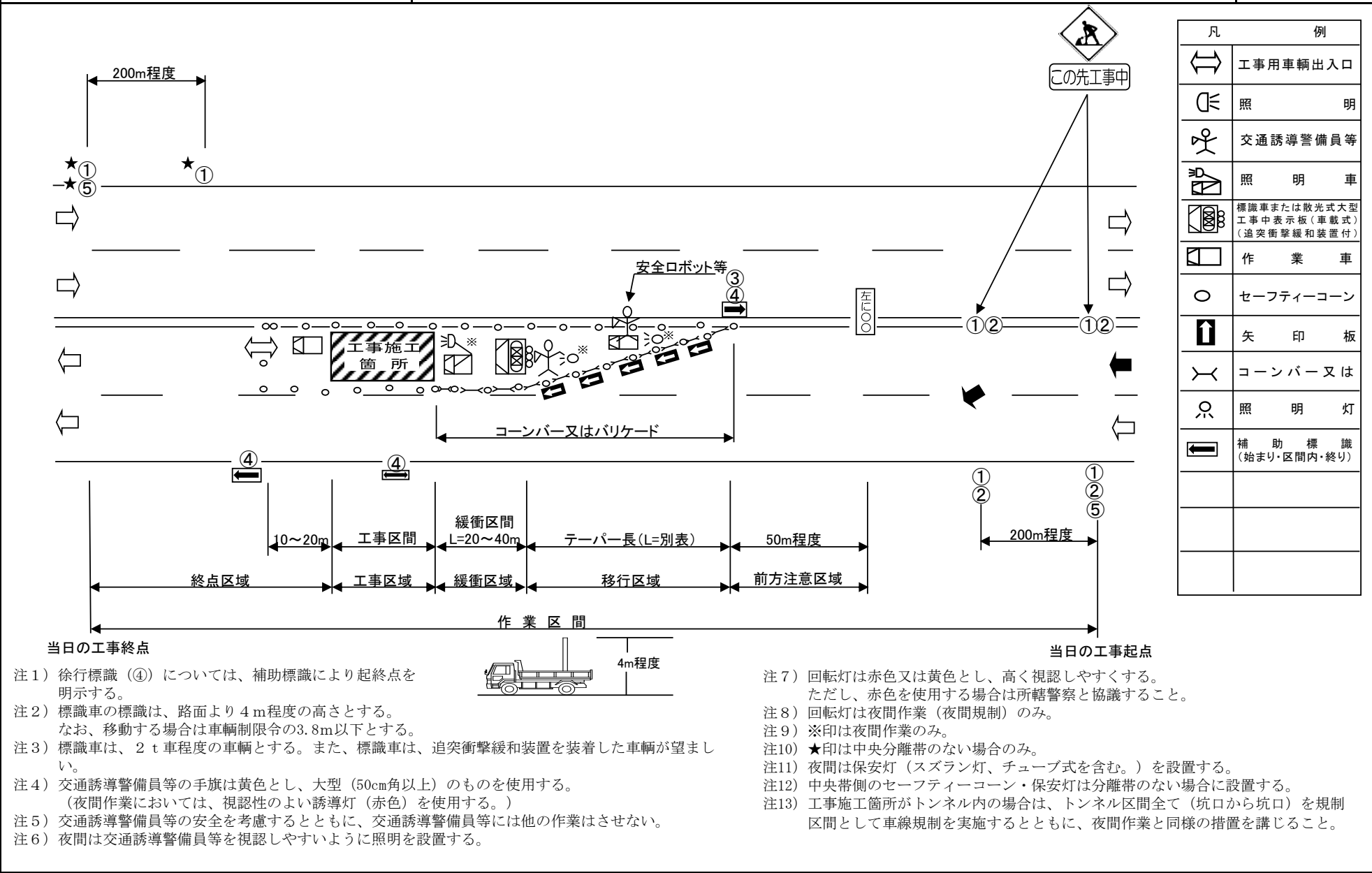
- 注1) 舗装修繕工事等のように一定の工事区間をもつものは、工事起終点に固定看板(①⑤)を設置する。
- 注2) 徐行標識(④)については、補助標識により起終点を明示する。
- 注3) 標識車の標識は、路面より4m程度の高さとする。
なお、移動する場合は車輛制限令の3.8m以下とする。
- 注4) 標識車は、2t車程度の車輛とする。
また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輛が望ましい。
- 注5) 交通誘導警備員等の手旗は黄色とし、大型(50cm角以上)のものを使用する。
(夜間作業においては、視認性のよい誘導灯(赤色)を使用する。)
- 注6) 交通誘導警備員等の安全を考慮するとともに、交通誘導警備員等には他の作業はさせない。
- 注7) 夜間は、交通誘導警備員等を視認しやすいように照明を設置する。

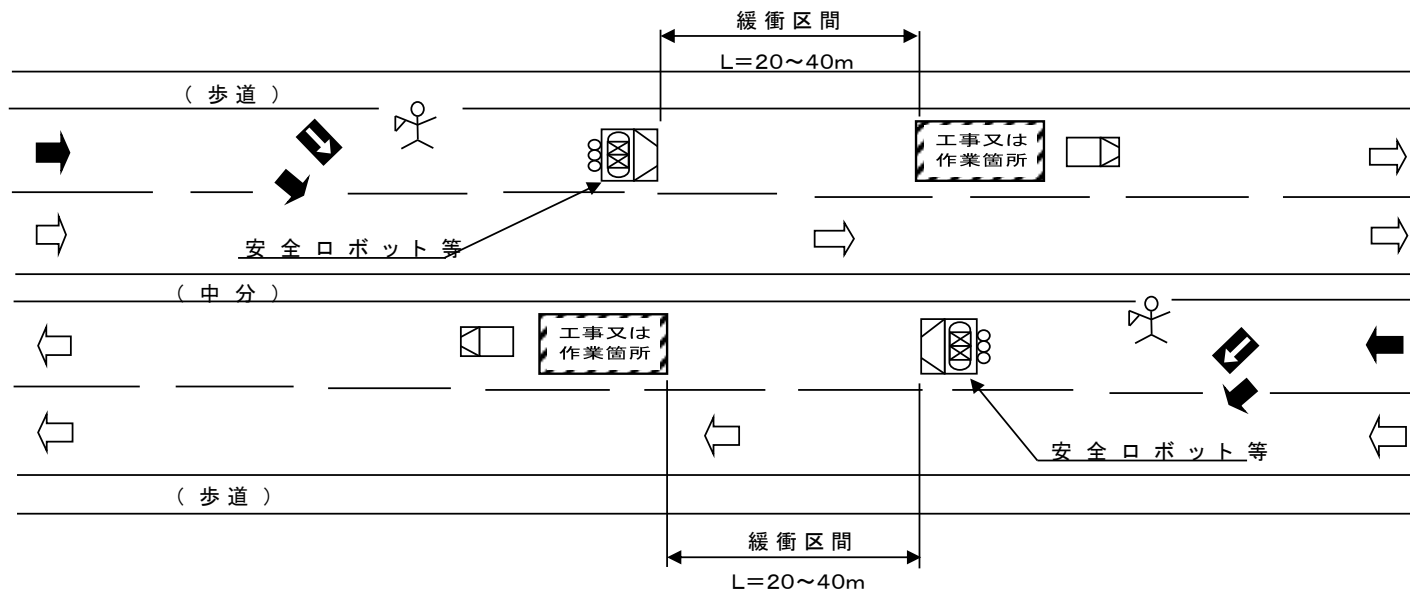
- 注8) 回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくする。
ただし、赤色を使用する場合は、所轄警察と協議すること。
- 注9) 回転灯は、夜間作業(夜間規制)のみ。
- 注10) 体感マット設置は、状況に応じて適宜考慮する。
- 注11) ※印は夜間作業のみ。
- 注12) ★印は中央分離帯のない場合のみ。
- 注13) 夜間は、保安灯(スズラン灯、チューブ式を含む。)を設置する。
- 注14) 中央帯側のセーフティーコーン・保安灯は分離帯のない場合に設置する。
- 注15) 工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て(坑口から坑口)を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。
- 注16) ⑩⑪の看板設置方法については別添-2のとおりとする。

4車線以上一移動一短時間移動車線変更

短時間で規制箇所を移動する工事：維持工事（目地シール・パッチング等）、標識工事、植樹管理（剪定・施肥等）、区画線工事等

別図8





凡 例	
	交通誘導警備員等
	標識車または散光式大型 工事中表示板（車載式） （追突衝撃緩和装置付）
	作 業 車
	矢 印 板

注1) 標識車の標識は、路面より4m程度の高さとし、高輝度回転灯などを設置して視認性の高いものとする。

なお、移動する場合は車両制限令の3.8m以下とする。

注2) 標識車は2t車程度の車輛とする。

また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車両が望ましい。望ましい。

注3) 交通誘導警備員等は、通行車両の飛び込み時等において安全が確保できないと思われる場合は配置しない。

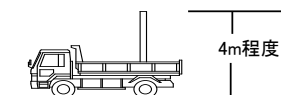
交通誘導警備員等を配置しない場合は、安全ロボット等（車載式）を設置する。

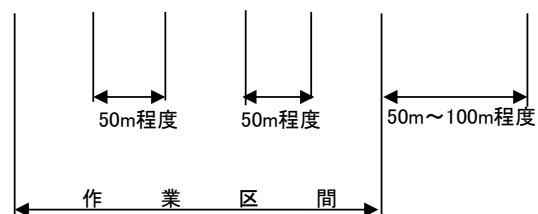
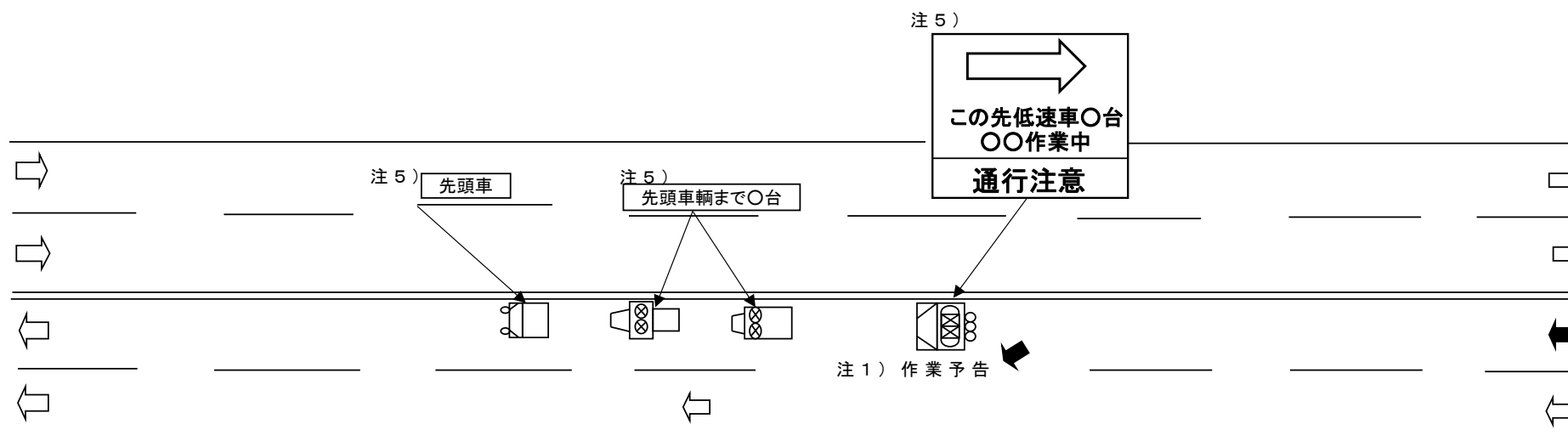
注4) 交通誘導警備員等の手旗は黄色とし、大型（50cm角以上）のものを使用する。

（夜間作業においては、視認性のよい誘導灯（赤色）を使用する。）

また、交通誘導警備員等には他の作業はさせない。

注5) 緩衝区間長は、原則として20～40mの範囲で規制速度、現場の状況等を勘案し設定する。





注1) 作業区間の手前には、作業予告として予告標識又は、標識車どちらかの設置を行う。

注2) 標識車の標識の路面からの高さは、特殊車輛通行許可を得た場合を除き、移動する場合は車輛制限令の制限3.8m以上とする。

注3) 標識車は、2 t 車程度の車輛とする。また、標識車は、追突衝撃緩和装置を装着した車輛が望ましい。

注4) 各作業用車輛には、回転灯（黄色）及び作業中表示を設置する。

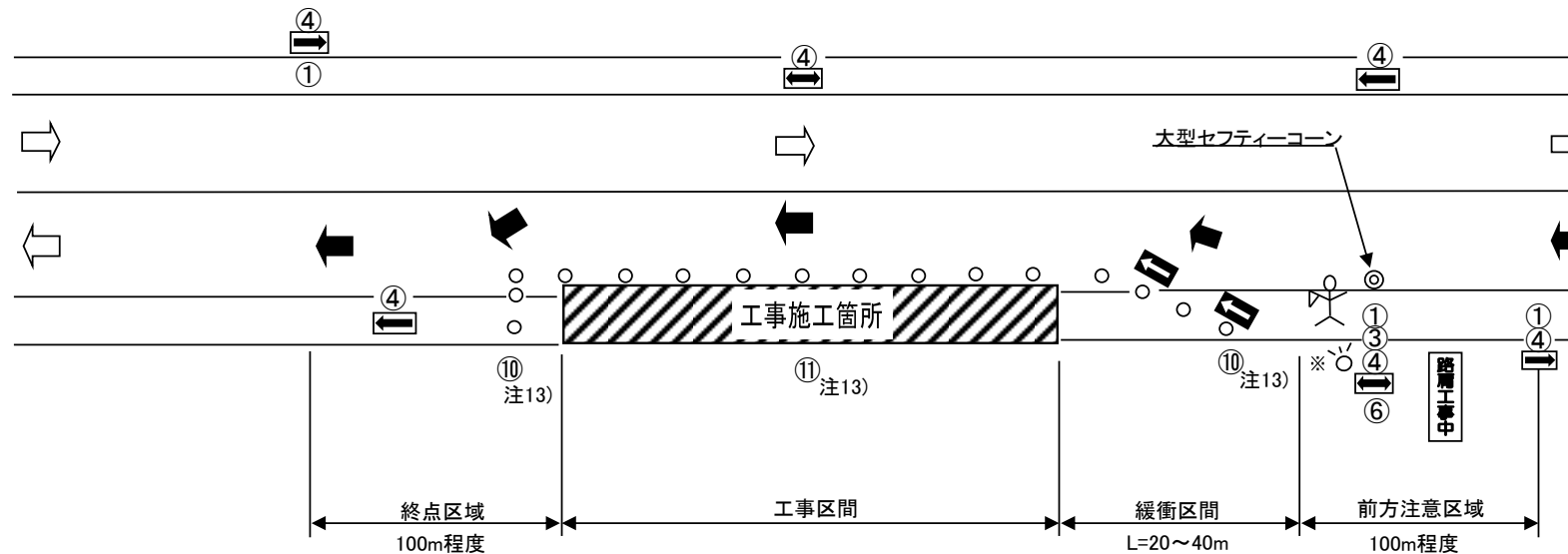
注5) 各車輛に台数表示を行う。

注6) 工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て（坑口から坑口）を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。

凡 例	
	散 水 車
	清 掃 車
	標識車または散光式大型 工事中表示板（車載式） （追突衝撃緩和装置付）
	作 業 車

路肩規制

別図11



凡	例
	交通誘導警備員等
	セーフティーコーン
	矢 印 板
	コーンパー又は
	照 明 灯
	補 助 標 識 (始まり・区間内・終り)

注1) 路肩幅員が狭小で対面通行が確保できない場合は、片側交互通行規制とする。

注2) 路肩幅員が広く本線交通への影響が少ないと考えられる場合には、標識車を用いた規制方法も可。

注3) 規制が短時間の場合は、バリケード（コーンバー）に替えて、セーフティーコーンのみでも可。

注4) 交通誘導警備員等の手旗は黄色とし、大型（50m角以上）のものを使用する。
（夜間作業においては、視認性のよい誘導灯（赤色）を使用する。）

注5) 交通誘導警備員等の安全を考慮するとともに、交通誘導警備員等には他の作業はさせない。

注6) 夜間は、交通誘導警備員等を視認しやすいように照明を設置する。

注7) 回転灯は赤色又は黄色とし、高く視認しやすくする。ただし、赤色を使用する場合は所轄警察と協議すること。

注8) 回転灯は夜間作業（夜間規制）のみ。

注9) ※印は夜間作業のみ。

注10) 夜間は保安灯（スズラン灯、チューブ式を含む。）を設置する。

注11) 徐行標識（④）については、補助標識により起終点を明示する。

注12) 工事施工箇所がトンネル内の場合は、トンネル区間全て（坑口から坑口）を規制区間として車線規制を実施するとともに、夜間作業と同様の措置を講じること。

注13) ⑩⑪の看板設置方法については別添－2のとおりとする。ただし、短期間に完成する軽易な工事等についてはこの限りではない。

記 号	①	②	③	④	⑤	⑥
名 称	警戒標識(213)	警戒標識(211)	規制標識(311-E)	規制標識(329)	工事表示板	回転灯
様式および標準寸法 (単位:mm)						

記 号	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
名 称	散光式大型工事標示板	片側通行予告標示板	停止位置標示板	工事情報看板	工事説明看板
様式および標準寸法 (単位:mm)					

現道の保安施設様式図
(標識類は高輝度タイプを使用する)

⑤⑩⑪について
色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
工事内容の表示については、別添-3「工事看板表示例」を参照のこと。